

第22回弟子屈町農業委員会総会議事録

令和元年5月24日

午前10時00分～午前10時47分

○ 出席委員

塩沢 稔宏	新木 栄	元山 義久	上西 透
阪口 正明	小林 武	江上 真一	渡邊 雄一郎
望月 信雄	鈴木 和幸	吉田 真利子	齋木 弥

○ 欠席委員

○ 議 件

議案第81号 公益財団法人北海道農業公社への農用地買入協議について

議案第82号 農業振興地域整備計画の変更について

議案第83号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第84号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について

議 長 只今より第 22 回弟子屈町農業委員会総会を開催いたします。日程 1、議事録署名委員の指名については、8 番新木委員さん、9 番小林委員さん、よろしくお願いいたします。次日程 2、「会期の決定について」でございますが、本日 1 日限りとしてよろしいでしょうか。

各 委 員 異議無し。

議 長 異議無し。ということで本日 1 日限りいたします。次日程 3、諸般報告でございますが、本日全員出席となっております。次日程 4、「会務報告」局長よりお願いします。

事 務 局 長 それでは、第 21 回農業委員会総会以降の会務についてご報告申し上げます。まず整理番号 1 番、4 月 24 日、第 21 回農業委員会総会がここ委員会室で開催されております。委員 12 名と事務局が出席しております。次整理番号 2 番、4 月 25 日、利用調整会議が旧昭栄小学校で開催されております。第 1 ブロック委員さん、事務局が対応しております。この案件につきましては、後程報告第 56 号で報告があります。次に整理番号 3 番、5 月 9 日、利用調整会議が原野福祉の家で開催されております。第 1 ブロックの委員さん、事務局で対応しております。この案件につきましては、後程報告第 57 号で報告があります。同じく 5 月 9 日、現地調査が、原野摩周で開催されております。第 1 ブロック委員さんと事務局が対応しております。次に整理番号 4 番 5 番、5 月 10 日、現地調査が美留和と奥オソツベツで開催されております。4 番の現地調査は、第 3 ブロック委員さんと事務局、5 番現地調査は、第 2 ブロック委員さんと事務局で対応しております。次に整理番号 6 番、5 月 15 日から 16 日まで、令和元年度根釧女性農業委員の会研修会が、浜中町で開催されております。吉田委員と事務局が出席しております。この案件につきましては、6 月の農業委員会時に報告いたします。次に整理番号 8 番、5 月 20 日、令和元年弟子屈町農業関係団体総会が、摩周湖農協で開催されております。塩沢会長と事務局が出席しております。以上簡単でございますが、会務の報告とさせていただきます。

議 長 はい、有難うございました。次日程 5、報告第 56 号の「農用地等の利用調整結果について」、5 番元山委員さんお願いいたします。

元 山 委 員 5 番元山です。報告第 56 号につきましては、第 19 回総会で利用調整申出がありました案件です。今回 2 回目の利用調整会議を、4 月 25 日、午前 10 時から旧昭栄小学校にて開催いたしました。調整委員の出席者は、塩沢委員、鈴木委員、私と事務局です。候補者の出席もなく、希望者もおりませんでしたので、本件につきましては不成立いたしました。後日、〇〇氏にその旨の結果報告を行い、申出地の農地については今後本人が使用することとなりました。以上、簡単ではございますが、利用調整結果の報告いたしますので、よろしくお願いいたします。

議 長 はい、有難うございました。只今報告第 56 号報告がございました。何かございますか。

各 委 員 異議なし。

議 長 異議なし。ということで報告第 56 号を報告済みとさせていただきます。次日程 6、報告第 57 号「農用地等の利用調整結果について」4 番江上委員さん、よろしくお願いいたします。

江 上 委 員 4 番江上です。報告第 57 号について、5 月 9 日午前 10 時から原野福祉の家を会場に、利用調整会議を、調整委員に塩沢委員、元山委員、私と事務局で開催いたします。候補者の出席は、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さんの 2 名でした。事務局の説明のあと、両者より購入希望党の聞き取りの結果、〇〇〇〇さんに決定いたしました。〇〇〇〇さんから、土地が二分されており、参画の土地であることを考慮してほしい旨の申出があり、〇〇さんの希望価格、〇〇〇〇〇〇円のところ、〇〇〇〇〇〇円でとの申出がありましたので、終了後〇〇さんに利用調整会議の経過及び希望価格等の説明をし、〇〇〇〇〇〇円で了承いただき成立いたしました。なお今後、利用集積計画にて所有権移転の申請を予定しております。
以上簡単ではございますが、利用調整会議の報告といたしますのでよろしくお願いします。

議 長 はい、有難うございました只今現地委員さんから報告がありましたが、何かご質問ございますか。

各 委 員 異議なし。

議 長 異議なし。ということで報告第 57 号を報告済みとさせていただきます。次日程 7、議案第 81 号「公益財団法人北海道農業公社への農用地買入協議について」事務局説明をお願いします。

事 務 局 長 それでは 4 ページをお開きください。議案第 81 号「公益財団法人北海道農業公社への農用地買入協議について」農業経営基盤強化促進法第 15 条第 1 項に基づき、所有権移転に係る利用調整の申出があった下記の農用地について、公益財団法人北海道農業公社による買入が特に必要と認められるので、同法第 16 条第 1 項に基づき要請する事に議決を求める。令和元年 5 月 24 日提出。弟子屈町農業委員会会長。
5 ページをお開きください。番号 1 番、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏より利用調整申出がありました、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、外 5 筆。〇〇〇〇㎡の土地につきまして、公益財団法人北海道農業公社に対し買入を要請するものでございます。価格につきましては、〇〇〇〇〇円。一時貸付予定者郷司昌弘氏に対して、買入の要請を行うものでございます。ご承知のとおりこの買入事業につきましては、北海道農業公社が事業主体であります。農地の効率的利用を図る目的で、北海道農業公社との買入の協議を進める事業であり、この事業を進めるにあたりまして、農業委員会の議決が必要なことから今回の提案となっております。
以上、雑駁な説明ではありますが、ご審議の上ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、ここで現地委員さんの報告をお願いいたします。2 番齋木委員さんお願いいたします。

齋 木 委 員 2 番齋木です。公益財団法人北海道農業公社への農用地買入協議につきまして、第 19 回総会報告第 43 号利用調整結果について、で交渉が不成立となった件でございます。会議終了後、利用調整委員の、上西委員、吉田委員、渡邊委員、私で土地の価格を算定し、譲渡人の〇〇氏と協議を進めた結果、北海道農業公社に対して買入の要請を行うことにまともりましたので、今回の提案となっております。価格につきましては、〇〇〇〇〇円。一時貸付の予定者としたしましては、現在まで使用しておりました、〇〇〇〇さんとしたしました。以上、簡単ではございますが報告とします。よろしくをお願いいたします。

議 長 はい、只今現地委員さんの報告がおわりました。議案第 81 号について何かご質問ございますか。

各 委 員 異議なし。

議 長 異議なし。ということで議案第 81 号を決定させていただきます。次日程 8、議案第 82 号「農業振興地域整備計画の変更について」日程 9、議案第 83 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」一括で事務局説明お願いいたします。

事 務 局 それでは総会資料 7 ページをお開き願いたいと思います。議案第 82 号「農業振興地域整備計画の変更について」農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 第 1 項及び第 2 項に基づき、弟子屈町より意見を求められた下記のものについて意見を求める。令和元年 5 月 24 日提出。弟子屈町農業委員会会長。今回の農振の変更につきましては、2 件の申請がございます。

整理番号 1 番から説明いたします。区分は編入となります。所在は、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、公簿現況地目ともに雑種地。字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、公簿現況地目とも宅地となっている計 2 筆でございます。面積につきましては、〇〇〇〇㎡となっております。事業主体につきましては、弟子屈町字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏でございます。計画内容、事業名につきましては、農用地区域への編入、事業期間につきましては、許可日から令和元年 12 月 31 日の年内中となっております。事業内容につきましては、農地として利用するため、ということで農用地編入面積、先ほど述べました〇〇〇〇㎡となっております。事業の必要性ですが、農業競争力強化基盤整備事業草地畜産基盤整備事業、(草地整備型)道営草地整備事業弟子屈北地区への受益地申請のため。となっております。土地選定の理由としましては、農地として利用する計画があるため。としてございます。その他事業費につきましては、ゼロ円ということとなっております。宅地の部分に関してはすでに撤去されている状況でございます。図面につきましては、8 ページをご参照願いたいと思います。

続きまして整理番号 2 番、区分は、用途変更となります。所在は、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、公簿現況地目ともに畑となっております。面積につきましては、〇〇〇〇㎡の内の〇〇〇〇㎡が申請面積となっております。事業主体は、弟子屈町字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏でございます。計画内容につきましては、農業用施設整備。事業名称は、スタックサイロ置場造成となっております。事業期間は、許可日から令和元年 12 月 31 日までとなっております。事業内容に所要面積を記載してございます。スタックサイロ置場として、〇〇〇〇㎡、作業スペースとして、〇〇〇〇㎡、合計〇〇〇〇㎡となっております。事業の必要性につきましては、近隣農家の離農により小作地が増え、それに伴う規模拡大を図る。土地選定の理由としては、現有施設に隣接し、効率的な利用が可能のため。となっております。事業費につきましては、ゼロ円となっております。自ら整地造成を行うこと。としてございます。備考欄に、この当該地所有者ですけれども父の〇〇〇〇氏の所有地でございます。図面につきましては、9 ページ、求積配置図につきましては、10 ページをご参照願いたいと思います。この整理番号 2 番につきましては、合わせ農地法第 5 条の申請がございましたので、引き続き説明いたします。11 ページになります。

議案第 83 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」農地法第 5 条の規定による、農地等の転用のための権利設定の許可申請があった下記のものについて、意見を求める。令和元年 5 月 24 日提出。弟子屈町農業委員会会長。

申請番号 1 番ですが、先ほど説明したとおり、〇〇〇〇氏の申請となります。詳細につきましては割愛させていただきます。13 ページをご覧くださいと思います。当申請の意見書案になります。簡単にご説明させていただきたいと思います。まずこの申請書受理月日につきましては、令和元年 5 月 9 日となっております。事業計画につきましては、転用目的でスタックサイロ造成。工事計画につきましては、許可日から令和元年 12 月 31 日までの永久転用ということになってございます。農地の区分についての判断につきまして、該当事項とした判断理由

といたしましては、申請地は、弟子屈町役場から北北西方向へ〇kmに位置する農振農用地区域内の農地である。現在農用地区域から用途変更の手続き中である。としてございます。続きまして、農地転用に関する許可基準からみた意見ですが、農地区分と転用目的意見ですが、当申請は近隣農家の離農により小作地が増え、それに伴う規模拡大を図るため、農業用施設整備(スタックサイロ造成)するものである。現有施設も隣接しており、効率的な利用が可能なん場所である。また、当該事業実施のため必要面積の転用でありやむを得ないものと思われる。としております。資力信用につきましては、ゼロ円ということとなっており問題なく、その他要件につきましても、問題なく許可相当としております。申請が議決されましたら、北海道農業会議へ意見聴取することとしまして、大きな変更がない限りそのまま北海道へ進達するという流れになってございます。戻りまして 11 ページになります。

申請番号 2 番になります。権利につきましては、賃貸借でございます。所在につきましては、字〇〇〇〇〇〇〇〇及び〇〇〇〇の 2 筆でございます。公簿現況地目ともに畑。面積は合計で、〇〇〇〇㎡でございます。貸付人につきましては、弟子屈町字〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏、借受人につきましては、札幌市〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏でございます。農地区分転用種類につきましては、農用地区域農地一時転用となっております。用途につきましては、観光ヘリポートの設置となっております。観光用ヘリポートにつきましては、令和元年 7 月 25 日から 8 月 20 日までの期間となっております。所要面積につきましては、〇〇〇〇㎡の申請面積同様となっております。資金調達につきましては、土地賃借料として、〇〇〇〇円。牧草代補償費として、〇〇〇〇円ということで、合計〇〇〇〇円が経費として掛かることとなっております。資金につきましては全額自己資金で、北海道航空さんの自己資金で対応ということとなっております。図面につきましては、12 ページ、意見書につきましては、14 ページをお開き願いたいと思います。本申請につきましては、令和元年 5 月 10 日に受付してございます。転用目的は遊覧飛行ヘリポートの設置。工事計画につきましては、令和元年 7 月 25 日から令和元年 8 月 20 日までの、一時転用となっております。内容につきましては、3 年前から行っている事業で、本年度も同様の内容ということで、説明は割愛させていただきたいと思います。北海道農業会議へ意見聴取しなくてはいけない案件ですので、意見徴収したあと北海道へ申請進達したいと考えております。以上、簡単ではありますが説明とさせていただきます。ご審議の上ご決定賜りますよう、よろしくお願いいたします。

議長 はい、有難うございました。それでは事務局の説明が終わりましたので、ここで現地委員さんの報告をお願いいたします。議案第 82 号の整理番号 1 番と議案第 83 番の申請番号 2 番について、3 番鈴木委員さんよろしくお願いいたします。

鈴木委員 3 番鈴木です。議案第 82 号の整理番号 1 番の現地調査を 5 月 9 日に、現地委員塩沢会長、元山委員、江上委員、私と事務局で実施しました。本申請地の土地を整備することで、近隣農地との効率化が図られ、より有効な利用が見込まれることから、農地に編入することに問題ないと判断いたしました。続きまして、議案第 83 号申請番号 2 番の現地調査を 5 月 9 日、調査委員塩沢会長、元山委員、江上委員、私と事務局です。本申請については、〇〇〇〇が夏の観光シーズン、ヘリコプターで摩周湖の遊覧飛行を行うため、期間限定の一時転用の申請です。この事業は今年で 3 年目となり、内容についても変更がなく、例年同様に実施する土地の現状のまま、整地は行わずにヘリポートとして利用するものであることから、問題ないと判断いたしました。以上、簡単ではございますが現地調査の報告といたします。

議長 はい、有難うございました。次に議案第 82 号の整理番号 2 番、議案第 83 号の申請番号 1 番については、10 番渡邊委員さんよろしくお願いいたします。

渡邊委員 10 番渡邊です。現地調査は 5 月 10 日に、現地調査員上西代理、齋木委員、吉田委員、

私と事務局で実施いたしました。計画内容は耕作地が増えたため、スタックサイロ置場造成のための農業用施設整備となっております。申請地は現有施設に隣接しているため、作業の効率的な利用が可能であることから、問題ないと判断しております。以上、簡単ではございますが現地調査の報告といたします。

議 長 現地委員さんの報告が終わりましたので、ここで質疑を受けたいと思います。議案第 82 号 整理番号 1 番 2 番について、何かございますか。

各 委 員 異議なし。

議 長 異議なし。ということで議案第 82 号を決定とさせていただきます。次に議案第 83 号申請番号 1 番 2 番について、何かございます。

各 委 員 異議なし。

議 長 異議なし。ということで議案第 83 号を決定とさせていただきます。次日程 10、議案第 84 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について」事務局説明をお願いします。

事 務 局 それでは 15 ページをお開きください。議案第 84 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について」農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定により弟子屈町より決定を求められた下記の農用地利用集積計画について議決を求める。令和元年 5 月 24 日提出。弟子屈町農業委員会会長。

今月総会に提案されております申請につきましては、所有権移転の申請が 3 件、利用権設定の申請が 1 件でございます。整理番号 1 番 2 番 3 番につきましては、先月開催の第 21 回総会にて報告第 52 号 53 号 54 号の利用調整結果について報告がありました件であります。

整理番号 1 番。所在につきましては、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、外 1 筆。〇〇〇〇㎡。公簿現況地目とも畑。利用目的は牧草畑。譲渡人、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏。譲受人、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏でございます。売買価格につきましては、〇〇〇〇円でございます。図面につきましては、17 ページをご覧ください。

続きまして整理番号 2 番。所在につきましては、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、外 7 筆。〇〇〇〇㎡。公簿地目畑、牧場。現況地目は畑。利用目的は牧草畑。譲渡人、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏。譲受人、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏でございます。売買価格につきましては、〇〇〇〇円でございます。図面につきましては、18 ページをご覧ください。

続きまして整理番号 3 番。所在につきましては、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇。〇〇〇〇㎡。公簿現況地目とも畑。利用目的は牧草畑。譲渡人、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏。譲受人、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏でございます。売買価格につきましては、〇〇〇〇円でございます。図面につきましては、19 ページをご覧ください。

続きましては整理番号 4 番。利用権設定の新規の申請でございます。所在、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、外 1 筆。公簿現況地目とも畑。貸付人、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏。借受人、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏。利用目的は牧草畑。借賃につきましては、〇〇〇〇円。期間につきましては、令和元年 5 月 24 日から令和 6 年 3 月 31 日までの約 5 年間となっております。図面につきましては、20 ページをご覧ください。

別紙資料ないは、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項調査書が表示されております。いずれも各項目の要件に該当しておりますのでご参照ください。以上、雑駁な説明であります。が、ご審議の上ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議 長 はい、有難うございました。事務局から説明がございました。それではここで現地委員さんの報告をお願いいたします。整理番号 1 番 2 番 3 番については省略いたします。整理番号 4 番については 3 番鈴木委員さんよろしくをお願いいたします。

鈴 木 委 員 3 番鈴木です。整理番号 4 番の現地調査日を 4 月 9 日に、現地調査員塩沢会長、元山委員、江上委員、私と事務局で実施いたしました。本申請は先月、〇〇〇〇が倒産したため合意解約をした〇〇〇〇氏の所有農地になります。今回借り受けられる〇〇氏においては、近隣に農地もあり土地の集約化も図られ、また安定した営農も行っていることから問題ないと判断いたしました。以上、現地調査の報告といたしますので、よろしくお願いします。

議 長 はい、有難うございました。それではここで質疑を受けたいと思います。整理番号〇番につきましては、〇〇〇〇委員さんが農業委員会法 31 条に該当いたしますので退席をいたします。後の議長については、上西代理にお願いしたいと思いますよろしくお願いします。

各 委 員 異議なし。

議 長 それでは議長の交代と〇〇〇〇委員退席いたします。休憩いたします。

(休憩)

議 長 再開いたします。整理番号〇番につきまして、議長の〇〇〇〇が農業委員会法 31 条に該当し退席となりましたので、代わって私が議事を進めたいと思います。整理番号〇番について質疑を受けたいと思います。何かご質問ございますか。

各 委 員 異議なし。

議 長 異議なし。ということで整理番号〇番を決定とさせていただきます。〇〇〇〇委員さんの退席を解除いたします。もって議長の交代も致します。休憩します。

(休憩)

議 長 再開いたします。それでは整理番号〇番につきまして、〇〇委員さんが農業委員会法第 31 条に該当いたしますので退席をお願いいたします。休憩いたします。

(休憩)

議 長 再開いたします。整理番号〇番について何かご質問ございますか。

各 委 員 異議なし。

議 長 異議なし。ということで整理番号〇番を決定とさせていただきます。〇〇委員さんの退席を解除いたします。休憩いたします。

(休憩)

議 長 再開いたします。整理番号〇番について、〇〇委員さんが農業委員会法第31条に該当いたしますので退席をお願いいたします。休憩いたします。

(休憩)

議 長 再開いたします。整理番号〇番について何かご質問ございますか。

各 委 員 異議なし。

議 長 異議なし。ということで整理番号〇番を決定いたします。〇〇委員さんの退席を解除いたします。休憩いたします。

(休憩)

議 長 再開いたします。整理番号4番について何ございますか。

各 委 員 異議なし。

議 長 異議なし。ということで決定とさせていただきます。議案第84号については全て決定とさせていただきます。本日、日程1から日程10までそれぞれ決定いたしました。その他で何かありますか。

阪 口 委 員 ひとつ聞きたいんだけど。〇〇で砂利採取やったよね。あれ一年前以上経ったけどまだ取っているの。〇〇〇〇の線路のところだけど。

事 務 局 一応採取してまして、冬までには工事も終わって埋め戻ししてございます。それは確認しております。その後、再確認しましたら埋め戻しの量が足りないの、そのことを〇〇の方には話しており、一応完了はしているのですが、もう少しレベルを上げて欲しいことを話しております。

阪 口 委 員 今の事務局の話だと、「低いからあげてくれ」という話だと、現状復旧じゃないでしょう。その手前の話しになるんじゃない。

事 務 局 すいません。そこのところの確認がまだ取れていませんが、レベルは上がっていると思います。

阪 口 委 員 じゃ、全て終わっているってことだね。

事 務 局 確認いたします。

議 長 よろしいでしょうか。それではこれにて第 22 回弟子屈町農業委員会総会を終了いたします。ご苦労様でした。

午前 10 時 47 分
以上顛末と録し、議事録とする

議事録署名委員 新木 栄

議事録署名委員 小林 武